

(4) 民間犯罪被害者支援団体との連携・支援状況

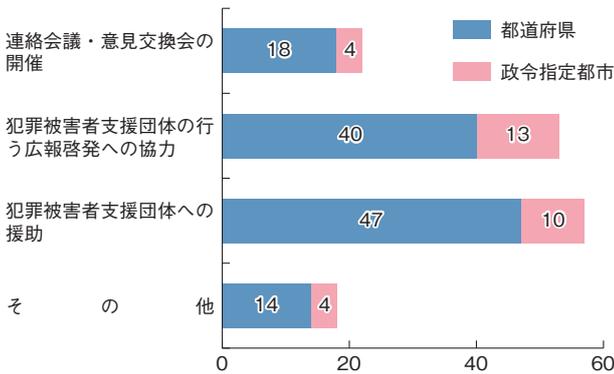
上記のような連携体制の中で、関係諸機関が個別に提供している支援等に犯罪被害者等を「途切れることなく(基本法第3条第3項)」つなげる上で、民間の犯罪被害者支援団体の活動に負うところは大きい。もともと基本法に基づく国や地方公共団体の施策・取組に、民間から犯罪被害者等支援活動が先行してきたという経緯はもとより、社会への信頼を失った犯罪被害者等にとって、身近な人々の善意を感じる事が回復の何よりも手助けとなるためである。他方、民間犯罪被害者支援団体の活動は、これを担う個々人の努力に委ねられていることも大きく、団体間・地域

間の差や、支援としての安定性に欠ける面も見受けられ、現在、民間支援団体においても、体制作りが進められているところである。

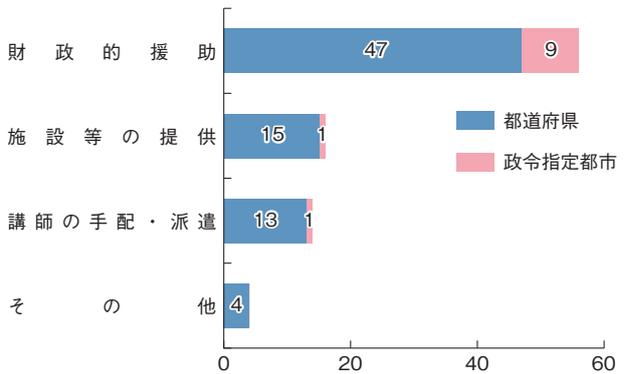
地方公共団体においても、平成25年4月1日現在、下記のように、様々な形で民間の犯罪被害者支援団体との連携を強める取組を進めている。

特に、民間被害者支援団体の財政基盤の安定の上で地方公共団体の果たしている役割は大きく、補助金や委託料等(各都道府県警察により措置されている予算を含む。)のほか、施設の事務所等としての無償又は低額での提供、研修会への講師の派遣・手配等の支援が見受けられた。

犯罪被害者支援団体との連携のための取組状況 (平成24年度)



犯罪被害者支援団体への援助の状況 (平成24年度)



コラム
4

「犯罪被害者としての私」と「犯罪被害者支援の実情と今後の課題」(抜粋)

認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク理事長 平井 紀夫 氏

私は、1996年に長男が北京で殺害されるという事件に遭遇した、被害者遺族の一人です。自分が被害者になるということはそのときまで全く考えたこともありませんでした。

今まで私は、率直に申し上げて、会社の仕事が全てでありました。ですけれども、これからは「息子とともに歩む人生」と思って、今もこういった活動をしているということです。

支援があるから犯罪被害者の方が被害が回復できるのだということでは決してあり

ません。犯罪被害者自身が自分の人生を歩み始める、それを被害者支援がどう寄り添って行くのかという活動です。

ヨーロッパの犯罪被害者支援の歴史だけ見ても、我々は非常に遅れをとっています。しかし、国民の様々なものの考え方、その国の社会保障制度等の中で、この犯罪被害者支援というものも考えていかないと、多くの人から納得の得られる仕組みにはならないのではないか。日本は日本らしい犯罪被害者支援活動というものを創り出していかなければいけないということで、ネットワークは丁度この4月から第2期の3年計画をスタートさせます。

方向性として3つ（人材育成、中央機関としての機能、広報啓発）ございます。

特に重要なのは人材育成です。初級、中級、上級、その上にコーディネーターというように設定し、それぞれカリキュラムを明示しました。そして、実際に裁判所に行って直接支援の勉強をするというようなことも含めて、去年の4月から研修体系をスタートしました。

我々の団体は、年間1万7,000件ぐらいの相談に応じていて、1,300人ぐらいのボランティアと160名ぐらいの事務局員。全国各都道府県にある、センターの多くは朝10時から夕方5時まで、しかも、土曜・日曜は休んでいる。犯罪被害者からすると、本当は夜とか休みに相談したいと思うのです。これからの支援の充実を議論しているところです。

また、公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体という指定を受けますと、警察から犯罪被害者の同意を得て、犯罪被害者の情報を提供いただくことができるので、犯罪被害者の最も重要な、できるだけ早い時期に支援をするということが可能になります。ですが、島根、愛媛、徳島、北ほっかいどうという4つの組織がまだ早期援助団体の指定を受けられておりません。何とかこれは早急にこういう状況を解消したいと思っています。

受けている相談の内容としては、35%は犯罪被害ではない。65%が犯罪被害の相談。被害者からの相談の多くは、身体犯被害と性犯罪被害。特に最近性は犯罪被害の相談が急増しています。今、所謂、ワンストップセンターということで、性犯罪被害の方が1カ所でお医者さんも、あるいは弁護士も、警察もというような形で解決できるという取組が進められています。我々も、宮城、高知、岡山、福岡、福島などでそういう形での被害者支援というものに大変力を注ぎつつあるということです。

相談対応としては、電話相談だけで一応完了するというのが過半数です。裁判所や病院と一緒に付き添って行く「直接支援」が、非常に増えてきている。

財政状況は、約42.6%が赤字です。



小さな人口の所ほど地方自治体の助成に頼っている。逆に言えば、自分たちで会員を増やし、寄付金を増やすという努力が中々できない。

以上に加えて、大きな課題は、連携の問題です。犯罪被害者が真ん中において、支援をする人たちがそれを取り囲んで犯罪被害者支援をするという体制にしたい、すべきだと。ワンストップは物理的には難しいと思いますが、お互いの連携でそれを解決できるのではないかと。我々のセンターに相談に来られたら、連携はできる限りやろうとしていますけれども、県や市といったつなげた組織の中の更に関係する所までの連携というのは無理だと思いますので、是非各組織内での連携のことをお考えいただければ有り難いと思います。

また、いかに犯罪被害者の声を国民一人一人に伝えるか。100人は100人とも、「犯罪被害」のことは御存知ですが、「犯罪被害者」のことは御存知ではありません。決定的に違うことです。ですから、いかに犯罪被害者の声を届けるか。これが原点です。是非直接の声を伝えたい。我々に御要請があれば、可能な範囲で協力をさせていただきたいと思っています。少しでも我々の活動を知っていただければ有り難いと思いますし、被害者のことを御理解いただけると有り難いと思います。

③ 節 地方公共団体による犯罪被害者等への支援実施状況

多くの地方公共団体において、国における基本計画や、これに基づく関係府省からの働きかけとは別に、条例の制定や計画・指針の策定により、当該地方公共団体としての総合的な施策の展開に取り組んでいる。

ここでは、条例・基本計画等の広がり、見舞金等の諸制度の導入状況及び住宅提供の取組状況について紹介する。

1 犯罪被害者等施策に関する条例の制定状況等

平成25年4月1日現在、31都道府県・政令指定都市、332市区町村において条例が制定され、35都道府県・政令指定都市、24市区町村において計画・指針が策定されている。なお、岡山県では平成24年4月までに、秋田県では平成25年4月1日以降、県及び県内の全

条例制定、計画・指針策定の状況（平成25年4月1日現在）

盛り込まれている施策等 地方公共団体 (制定・策定数/全体数)	基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民 (市区町村民) の責務	連携協力 (含体制整備)	基本的施策								
					相談及び情報の提供	損害回復・経済的支援	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県 (39/47)	25	23	17	36	35	23	16	21	19	20	30	21	22
政令指定都市 (9/20)	8	8	6	9	9	3	4	1	6	5	7	3	6
市区町村 (349/1722)	145	199	151	289	204	83	81	84	52	67	92	43	68

市町村において犯罪被害者等支援に関する条例が施行されるに至った。

2 見舞金制度等の導入状況

犯罪被害者等に対しては、犯罪被害給付制度等各種給付制度が存在しているものの、特に支給までの間の経済的負担の軽減の必要性が指摘されている。また、見舞金の給付や緊急に必要な資金の貸付等による地域社会からの支援は、犯罪被害者等の精神的被害軽減にも資することが期待できるといわれている。

平成25年4月1日現在で、犯罪被害者等を対象とし得る見舞金の制度を導入しているのは、政令指定都市では2市、普通地方公共団体としては84市町、貸付金の制度を導入しているのは、2県、7市区町である。

昨年度からは、12地方公共団体が新規に制度を導入している。

見舞金制度は、犯罪被害者等にとれば、支給額を返済する必要がないことから、比較的

利用しやすい制度ではないかと推察されるが、全国86制度において、平成25年4月1日現在、実施例の合計は92件であった。

また、貸付金や金融機関への融資あっせん制度などについては、全国で9の制度がある中、実施例は下記の表のように8件にとどまり、うち、5件が神奈川県に集中している。

3 居住場所確保等支援状況

犯罪被害者等の中には、自宅が事件現場となったことによって物理的に居住困難な状況になったり、耐え難い精神的な苦痛を受けることで居住ができなくなったり、その他犯罪等による被害に起因する様々な要因により転居を余儀なくされる者が少なくない。そうした犯罪被害者等にとって、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、安定した新たな居住先の確保が必要である。

かかる観点から、地方公共団体においても、犯罪被害者等の公営住宅への入居に関して様々な配慮が行われている。

平成25年4月1日現在、公営住宅や借り上げ住宅への入居に関し、犯罪被害者等に特別の配慮をする何らかの制度を設けているのは、50都道府県・政令指定都市、128市区町村に認められる。

この配慮の中身としては、当該被害者等の生活状況等が地方公共団体で定める入居要件を満たす場合の優先入居（抽選倍率の優遇、抽選なしの入居）、入居要件の緩和、その他入居要件を満たさない場合でも一時使用を許

制度実績状況

地方公共団体名	見舞金の実績	貸付金の実績
山形県	—	1件 / 300,000円
神奈川県	—	5件 / 2,485,615円
京都市	8件 / 2,400,000円	—
秋田県能代市	1件 / 300,000円	—
秋田県横手市	1件 / 300,000円	—
秋田県大館市	1件 / 100,000円	—
東京都杉並区	—	1件 / 100,000円
神奈川県秦野市	1件 / 100,000円	—
福井県越前市	1件 / 100,000円	—
愛知県犬山市	16件 / 2,080,000円	—
山梨県韮崎市	1件 / 100,000円	—
滋賀県大津市	6件 / 1,000,000円	—
滋賀県彦根市	3件 / 300,000円	—
滋賀県長浜市	4件 / 1,200,000円	—
滋賀県草津市	3件 / 500,000円	—
京都府福知山市	1件 / 100,000円	—
京都府舞鶴市	1件 / 100,000円	—
京都府宇治市	3件 / 300,000円	—
京都府城陽市	2件 / 200,000円	—
京都府京丹後市	1件 / 100,000円	—
大阪府松原市	22件 / 1,100,000円	—
兵庫県宝塚市	3件 / 300,000円	—
兵庫県たつの市	2件 / 400,000円	—
兵庫県明石市	4件 / 400,000円	1件 / 500,000円
兵庫県姫路市	6件 / 800,000円	—
岡山県総社市	1件 / 100,000円	—
合計	92件 12,380,000円	8件 3,385,615円

公営住宅等の入居に際しての配慮の状況

(制度あり/全体数)	抽選によらず入居	入居要件の緩和	抽選倍率の優遇	その他
都道府県 (39/47)	9	7	26	12
政令指定都市 (11/20)	4	3	6	4
市区町村 (128/1,722)	39	40	37	40

可するなどであり、これら様々な配慮を複数組み入れた制度設計を行っている例も多い。

また、近隣市町村や県の住宅状況を問い合わせたり、地元の不動産業界の協力を仰ぎ、民間賃貸住宅へのあっせん・紹介を行ったりする等、できるだけ犯罪被害者等のニーズに

応えようとする取組が広がっている。また、県の協定に基づきあっせんした民間賃貸住宅についての仲介手数料を無料とする取組（神奈川県）、賃料の一部補助（大阪府摂津市、兵庫県明石市、三木市、篠山市）といった独自の支援制度を設けている例もある。